



2018年10月18日

会社名 株式会社 高島屋  
代表者名 取締役社長 木本 茂  
(コード番号 8233 東証第一部)  
問合せ先 広報・IR室長 園田 早苗  
(TEL. 03-3211-4111)

## 公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、2017年7月6日、株式会社NTTドコモが調達するユニフォームに関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保による法律（以下、「独占禁止法」という。）に基づく公正取引委員会からの報告命令を受け、以降、同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。

そして本日、同委員会より独占禁止法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令、及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

お客さま、株主さま、お取引先さまをはじめとする関係者の皆さまには、多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社グループといたしましては、この度の命令を厳粛かつ真摯に受け止め、早期の信頼回復に向け再発防止の徹底に努めてまいります。

### 1. 排除措置命令の概要

当社は、株式会社NTTドコモが調達するユニフォームに関して、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとして、違反行為を取り止めていることを確認する等を内容とする取締役会決議を行なうこと、かかる措置を株式会社NTTドコモ等に通知し、当社従業員に対して周知徹底すること等の措置を採ることを命じられました。

### 2. 課徴金納付命令の概要

(1) 納付すべき課徴金の額 : 385万円

(2) 納付期限 : 2019年5月20日

当社は、公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を申請した結果、同制度が適用され、課徴金額の30%の減額が認められております。

### 3. 当社の対応

当社は、既に再発防止の基本方針を策定し、それを具体化した再発防止策の策定及び実行に取り組んでおり、今後も当社及び当社グループ会社における独占禁止法遵守を含むコンプライアンスの更なる強化に努めてまいります。

また、本件を含む一連の事態を招いたことに対しまして経営として深く反省し、当社の取締役は、次のとおり報酬の一部を自主返上することといたしました。

代表取締役会長	月額報酬の20%	2ヶ月	
代表取締役社長	月額報酬の20%	2ヶ月	
代表取締役専務営業本部長	月例報酬の20%	2ヶ月	以上